

# 業務部速報

No. 108

発行 12. 5. 30

JR東労組 業務部

## 「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」に関する 申19号 「組合案」実現を求める申し入れ 第4回交渉②

【第19項】限定免許を含む構内運転士の運転適性検査が不適となった場合等は、本人希望にもとづき対応すること。

組合

出向中に運適に通らなかった場合、どうなるのか？本人希望をきちんと聞いてくれるのか？

会社

出向中はグループ会社の管理だが、本体もそれには絡む。病気や怪我の場合も含めケースバイケースであり、画一的な扱いにはならないが、本人希望に沿うようにするし、これまでもそうしてきている。

**本人希望を勧告して、個別に対応することを確認！**

【第21項】塗装業務等の車両メンテナンス・製造に必要な特殊作業はJR本体がおこなうこと。

組合

塗装業務は卓越した技術が必要であり、本体に残すべきだ！出向の3年では優れた技術を習得できない！！

会社

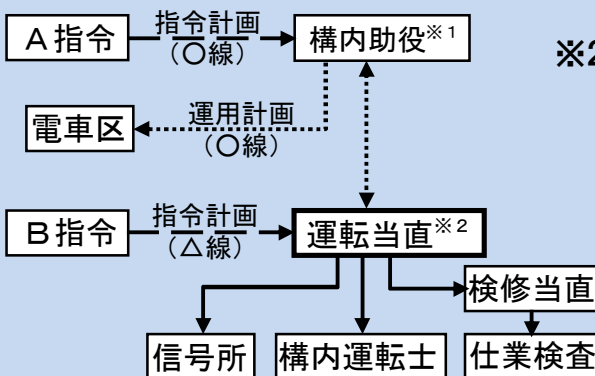
塗装はエルダーを活用できる業務であり、グループ会社で責任を持ってやってもらう。技術習得は過去の経験者とエルダー社員を含めて、人事交流にも取り組んでいく。

**数少ない塗装技術は、JR本体で維持すべきだ！**

【第20項】構内作業計画にもとづく作業管理および運用はJR本体がおこない、グループ会社と一体となった構内作業体制を確立すること。

組合

### ○○車両センターの連絡体制



※1 【構内助役】 通常時：電話対応や乗務員点呼等  
異常時：上記+○線の運用変更作業

※2 【運転当直】 通常時：構内入換計画作成・周知等  
異常時：上記+△線の運用変更作業

左図のような区所で、構内入換計画を行う運転当直が委託された場合、異常時は○線と△線の2線区の運用変更や、各種連絡業務も構内助役に集中し、とても対応することはできない！

このような場合、業務の切り分けはできないことから、委託しないということでしょうか？  
(詳しくは交渉のポイントを参照ください。)

会社

そのような特殊な場合、業務の切り分けはできないので、委託はしない。

**それぞれの職場の連絡体制を検証しよう！！**

次回交渉  
6月1日